

関係市町への意見照会及びパブリックコメントの結果について

1 関係市町への意見照会
 (1) 兵庫県廃棄物処理計画 (案)

| 市町意見 | 対応 (案) |
|---|---|
| <p>第4章第1節1 (2)「スリム・リサイクル宣言の店」制度の推進 本市では、「スリム・リサイクル宣言の店」ではなく、食品ロス削減に特化した「食品ロス削減協力店」制度を平成30年度より創設し、適量メニューの提供や少量販売、市民への啓発等を行う店舗を認定して、食品ロス削減に取り組む予定である。</p> <p>「スリム・リサイクル宣言の店」が近年、県内のほとんどの市町で新たな認定もなく減少傾向にあり、廃止を含めた見直しが必要と考えられる。また、今回、制度の推進(拡充)となっているが、県内市町で他の名称で独自に行っている制度もあるため、整合性を図る必要がある。</p> | <p>「スリム・リサイクル宣言の店」制度の推進は、取組の一例を示したものであり、各市町による独自事業の実施を妨げるものではない。 本制度が取組の一部である旨を明記。</p> |
| <p>第4章第1節2 (1)廃家電回収システム(兵庫方式)の体制強化【拡充】 電気商業組合の店舗では、人手不足等の理由により、廃家電を回収することをためらう店舗が多数でてきており、現状、市が紹介できる店舗は2店舗のみのため、電気商業組合との再構築が必要である。</p> | <p>再構築も含めて体制強化と考えている。(原案どおり) なお、具体的な内容は引き続き検討を行っていく。</p> |
| <p>第4章第2節2 (1)④地域特性を活かした一般廃棄物処理施設の広域化 「地域特性を活かした一般廃棄物処理施設の広域化推進」に修正すべき。 また、本文を「市町が地域のごみ処理状況、財政状況等、実情に精通しているが、県が主導で広域化を推進する。」に修正すべき。</p> | <p>県は、広域化の方向性を示す立場であり、一般廃棄物処理の責任を有し、地域の実情に精通した市町が主導的に進めるべきと考える。(原案どおり) なお、第4章第2節2(1)に記載のとおり、県は市町の意向を最大限に尊重しながら、市町間の調整を行っていく。</p> |

(2) 兵庫県災害廃棄物処理計画（案）

| 市町意見 | 対応（案） |
|---|---|
| 第2章 2-1 (1)災害廃棄物対策チーム、(2)連携体制 迅速な情報の遣り取りのため、市町は廃棄物に関連した情報等をどこに発信し、どこから入手したらよいか、県庁、県民局、県民センターの位置づけと、役割を明確にしてほしい。 | 「(2) 連携体制」に、環境整備課（県庁）は、県庁内関係課及び県民局環境課と連携して県の役割を果たす旨を明記。 |
| 第2章 2-2 (4)(公財)ひょうご環境創造協会の活用 ひょうご環境創造協会に応援要請は市町からはできないように見えるが、県を通しての要請となるのか。また、仮設中間処理施設はひょうご環境創造協会が自前で設計、発注、運転管理を行うこととなるのか。 | ひょうご環境創造協会の活用は、域内処理が困難となる場合等に限られており、県内全体での調整が必要なため、県が同協会と協議の上、必要に応じて県から要請を行うこととする。 (原案どおり) |
| 第3章 3-2 災害廃棄物処理 (1)分別 表 3-1 災害廃棄物の分別区分 可燃性大型ごみの分別区分において、廃タイヤが含まれているが、廃タイヤは処理困難物として扱っている市町も多く、他の可燃性大型ごみと一緒に処理できないと思われる。 | 廃タイヤを「可燃性大型ごみ」の覧から削除し、「その他廃棄物」「廃家電・廃自動車等」の覧に記載。併せて表 1-4 (p. 4) 及び図 3-5 (p. 22) も修正。 |

2 パブリックコメント

(1) 実施期間

平成 30 年 3 月 26 日～4 月 23 日

(2) 意見書の提出

なし